

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 7 月 31 日 経企第 1089 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 8 月 5 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 1890 号 (平成 30 年 10 月 26 日) の附則第 5 項第 4 号を次のように改めます。 (4)提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用を受けることとなるとき。</p> <p>4 経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則を次のよう改めます。 (1) 第 8 項から第 11 項を次のように改めます。 8 削除 9 削除 10 削除 11 削除 (2) 第 27 項第 2 号中「経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) に規定するはじめてスマホ割キャンペーン 2」を「提供条件書に規定するはじめてスマホ割」に改めます。</p> <p>5 経企第 1885 号 (令和元年 10 月 29 日) の附則を次のように改めます。 (1) 第 5 項を次のように改めます。 ア 「経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) に規定する」を「提供条件書に規定する」に改めます。 イ 「はじめてスマホ割キャンペーン 2」を「はじめてスマホ割」に改めます。 (2) 第 8 項第 2 号を次のように改めます。 (2) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用の廃止があったとき。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>(注) 本条に規定する法定利率は、分割支払金に係る支払期日の翌日又は期限の利益喪失の日における法定利率を適用するものとします。</p> <p>第13条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、<u>年3% (令和2年3月31日までに当社との間で成立した本契約については、年6%とします。)</u>の法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、<u>年3% (令和2年3月31日までに当社との間で成立した本契約については、年6%とします。)</u>の法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略)</p>